

# 検定付きはかりと校正証明書について

エー・アンド・デイ

## 検定付き（取引・証明用）はかりとは？

はかりを「取引」、即ち商売などで使用する（はかり売りをする）場合や、計量した値を「証明」する場合は、取引・証明用はかりを使用する事が義務付けられています

## 取引・証明とは？

取引の例： お肉屋さんで「豚肉の重さをはかったら〇〇gだったので、〇〇〇円です」

証明の例： 健康診断で「あなたの体重は〇〇kgです」

上記に該当しない例： 家庭で料理の材料の重さをはかる「塩〇〇g、小麦粉〇〇kg」  
工場で製品を加工する時に重さをはかる「材料Aを〇〇kg、材料Bを〇〇kg」

## 検定とは？

取引・証明用はかりは「検定」を受けた状態で出荷されます。検定を受け、合格したはかりには**検定証印**、または**基準適合証印**がふされます

## 検定付き（取引・証明用）はかりには書類はついてくる？

上記のように刻印がなされる為、特に証明となる書類はございません。一般的に「校正証明書」といわれるものがありますが、「**検定付き**」とは全く別のものです

## 検定証印と基準適合証印

検定に合格したはかりは、合格した証として「**検定証印**（または**基準適合証印**）」が付されます。はかり本体の側面あるいは背面などに「**検定銘版**」と呼ばれるプレートが貼り付けられており、そこに刻印などの処理がなされています。これは「**きちんと精度が出ている事の証明**」という事でもあります



検定証印

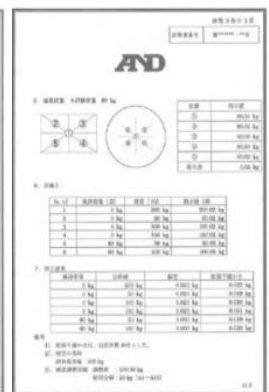
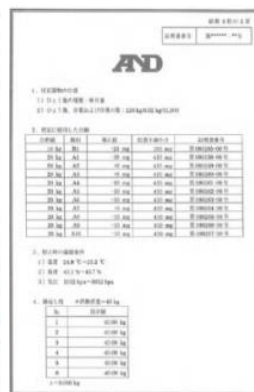


基準適合証印

- 検定証印**：検定（都道府県など）を行い、基準に適合（合格）しているはかりに付される証印。
- 基準適合証印**：エー・アンド・デイなど、指定を受けた事業者が検定に代わる検査を行い基準に適合（合格）したはかりに付することが出来る証印。検定つきはかりとしての効力は同等です

## 校正証明書

校正証明書とは、一般のはかり（検定つきでないはかり）について、校正を行い、その校正結果を「証明書」という形で発行されるものです。エー・アンド・デイでも校正のサービス体制を整えており、ご依頼により校正の作業と証明書の発行を行っております。校正証明書：日本国内では一般的に「**JCSS校正証明書**」と「**一般校正証明書**」の2種類が発行されています



## エー・アンド・デイの校正サービス《JCSS校正証明書と一般校正証明書》

エー・アンド・デイではこれらの校正事業としての校正サービスを展開しております。お客様のご希望に合わせてJCSS校正証明書または一般校正証明書を発行いたします

- JCSS校正：計量・計測器の校正をする民間の事業者に対し、その能力を国の機関が審査・合格した事業者のみが発行できる証明書です。国家計量基準から繋がっていることを公に証明できる「**計量のトレーサビリティの証**」となります。米国、ヨーロッパ諸国、韓国、中国などの《ILAC/MRA署名認定機関》国々で受け入れができます（受け入国の詳細はIA-Japanのホームページにてご確認ください）
- 一般校正：証明書発行業者が自社の標準作業手順書（SOP）に基づき点検・校正を行った結果の証明書です。証明書の内容は「校正証明書」「検査成績書」「トレーサビリティ体系図」の3点です

## 検定つきはかりの注意点

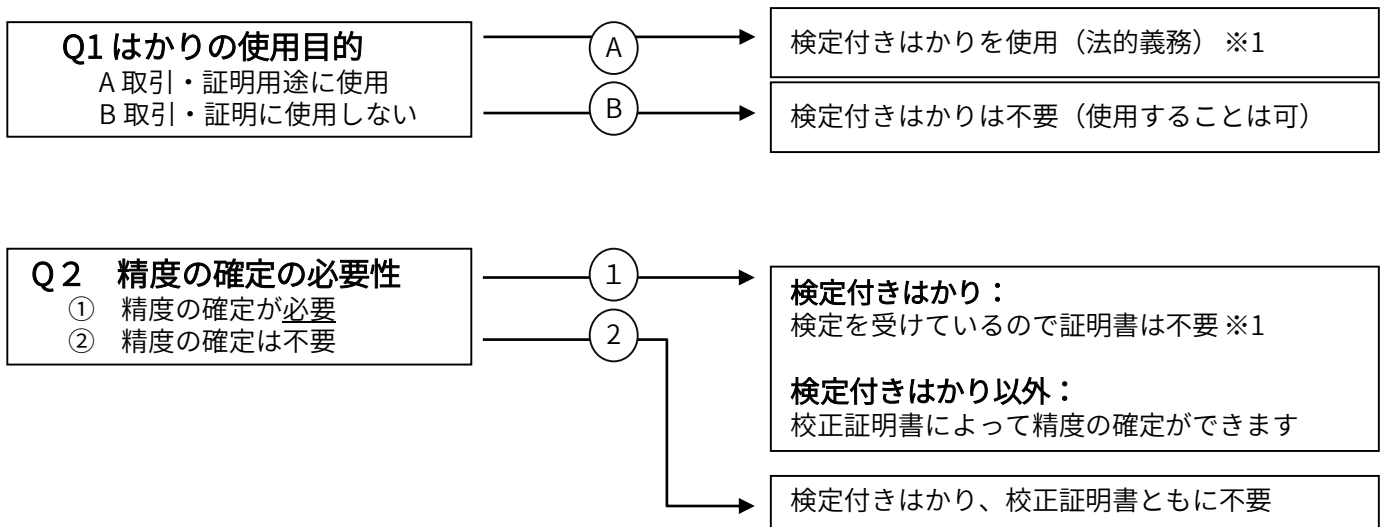
検定つきはかりは、検定に合格することで、その精度を保証されている反面、はかりの使用者が校正（調整）が出来なくなっています。この為、日常点検として分銅を使用した確認作業は行うことが出来ますが、それに対する修正は出来ません。従って、はかりを使用中にスペックがずれてきたり、エラー表示が出た場合は、その都度、製造メーカーなどに送付、点検調整の上、再検定を受ける必要が出てきます

また、各使用地域で行われている定期検査も受ける必要がございます。これは都道府県にある計量検定所などで行われています。定期検査は2年に1度の周期で実施されているので、継続して検査を受けることで使用できます。（はかりの使用地域によって定期検査の時期・場所などが指定されています。詳しくは最寄の計量検定所にお問い合わせ下さい）

## ポイント

検定つきはかり（及び定期検査）と一般のはかりの校正証明書の発行のいずれも「**はかりを安心してお使い頂ける為**」の制度であり、作業（サービス）です。どちらも「**きちんと精度がでていることの証明**」となります。検定つきはかりを使用することも、校正証明書の発行のいずれも安心してお使い頂ける事につながりますが、別途説明にあるように、検定つきはかりでは、その使用に対する制限がございます。この事を踏まえ、使用されるはかりを選定して下さい

## はかりの選定



- ※1 ・検定つきはかりは、定期検査を受けて合格したものを使用  
・定期検査に合格している検定つきはかりは、本来は証明書は不要ですが、ご要望の場合にはJCSS校正証明書または一般校正証明書の発行も承ります